

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社ダイフク		コード	6383
提出日	2026/5/27	異動(予定)日	2026/5/21	
独立役員届出書の提出理由	独立役員である和田信雄氏が期中(2026年5月21日付)で社外監査役を辞任するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	ギディオソ・フランクリン	社外取締役	○															○		有
2	吉田晴行	社外取締役	○															○		有
3	神崎夕紀	社外取締役	○															○		有
4	本郷真弓	社外取締役	○															○		有
5	中村明日香	社外取締役	○															○		有
6	箱田英子	社外監査役	○															○		有
7	大木一也	社外監査役	○															○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	社外取締役ギディオソ・フランクリン氏は、国際的な金融機関等でアナリスト、M&Aアドバイザー、経営者として、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、グローバル経営に関する豊富な知見に基づき、取締役会の多様性を高め、従来にはない視点から、経営の透明性確保と経営の監視・監督機能を高めるため、助言・提言をいただいています。 当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物だと考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
2	社外取締役吉田晴行氏は、杉本商事株式会社の社外取締役です。同社と当社との間には取引があるものの、その取引額は同社及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満です。同社はダイフク取引先持株会の会員として当社株式を保有していますが、議決権所有割合は10%未満です。また、同氏が2022年まで所属していた株式会社クボタの間にも取引があるものの、その取引額は同社及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満です。	社外取締役吉田晴行氏は、長年にわたり機械メーカーの執行役員及び同グループ米国法人のトップを務められるなど、企業経営者としてのグローバルな経験と幅広い見識を有しており、取締役会において経営の透明性確保と経営監視・監督機能を高めるため、助言・提言をいただいています。 当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物だと考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
3	社外取締役神崎夕紀氏は、東洋紡株式会社の社外取締役です。また、2024年までキリンホールディングス株式会社及び協和発酵バイオ株式会社に所属していました。各社と当社との間には取引があるものの、その取引額は同社及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満です。	社外取締役神崎夕紀氏は、飲料・食品メーカーの執行役員及び同グループ会社のトップを務めるなど、製造業において現場のモノづくりに一貫して取り組まれ、買収した企業の事業再生と構造改革、組織風土改革の推進の主体を担ってこられました。その豊富な経験・見識をもとに、生産分野はもとより、取締役会において経営の透明性確保と経営監視・監督機能を高めるための助言・提言をいただいています。 当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物だと考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
4	社外取締役本郷真弓氏は、瀧坂井法律事務所・外国法共同事業に所属しています。当社から同事務所へ個別案件を業務委託することはありますが、同事務所とは顧問契約は結んでおらず、その取引額は同事務所及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満かつ過去3事業年度の平均で年間1,000万円未満です。	本郷真弓氏は、外務省での国際交渉や政策立案の経験に加え、製造業での事業運営、グローバルリスク管理及び長期的視点を要するプロジェクトの契約等に携わってきた経験を活かし、弁護士として企業法務、危機管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンス等、法務・ガバナンス分野で活躍されています。同氏は企業経営に関与されたことはありませんが、その豊富な経験や見識をもとに、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会において経営の透明性確保と経営監視・監督機能を高めるための助言・提言をいただけると判断しています。 当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物だと考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。

5	社外取締役中村明日香氏は、株式会社マイナビ及び加藤産業株式会社 の社外監査役です。また、同氏は株式会社フジクラの社外取締役監査等 委員です。各社と当社の間にはそれぞれ取引があるものの、その取引額は 各社及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満です。	中村明日香氏は、長年にわたり公認会計士として業務に従事され、財務及び会計に関 する相当程度の知見、豊富な監査実務経験を有し、上場企業の会計監査や内部統制評 価、財務報告の高度化支援、サステナビリティ経営課題支援などの分野で活躍されて います。その豊富な経験や見識をもとに、取締役会において経営の透明性確保と経営 監視・監督機能を高めるための助言・提言をいただくと判断しています。 当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客 観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物だと考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断して います。
6	社外監査役箱田英子氏は、スパークス・アセット・マネジメント株式会 社の社外監査役です。同社は当社株式を保有していますが、議決権所有 割合は10%未満です。また、2023年12月まで森・濱田法律事務所 に所属していましたが、当社は同事務所と当社と委任契約関係があるものの、 同氏が当社の委任案件に参与したことはなく、当社と同事務所との間に おける取引額は、同事務所の年間収入及び当社売上高のいずれにおい ても1%未満です。	社外監査役箱田英子氏は、弁護士として長くグローバルビジネスに携わり、ファイナ ンス、国際商取引、コーポレートガバナンスに関する実績と高度な専門知識を有して います。こうした幅広い経験・高い見識から、経営の透明性確保と経営監視・監査機 能を高めるための助言・提言をいただいています。 当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客 観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物とと考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断して います。
7	社外監査役大木一也氏は、日揮ホールディングス株式会社の社外監査役 です。同社と当社との間には取引があるものの、その取引額は同社及び 当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満です。	社外監査役大木一也氏は、公認会計士として長年にわたり会計監査業務に従事され、 財務会計、内部統制、リスク管理に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有し、 上場企業を含む各種企業の監査や内部統制評価、ガバナンス体制強化などの分野で活 躍されています。こうした幅広い経験・高い見識から、経営の透明性確保と経営監 視・監査機能を高めるための助言・提言をいただくと判断しています。 当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客 観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物とと考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断して います。

#### 4. 補足説明

<p>本郷真弓氏は上述のとおり、同氏の独立性は十分に保てるものであり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たすものと判断しており、当社第110回定時株主総会において選任された場合には、独立役員に指定いたします。</p> <p>中村明日香氏は上述のとおり、同氏の独立性は十分に保てるものであり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たすものと判断しており、当社第110回定時株主総会において選任された場合には、独立役員に指定いたします。</p> <p>大木一也氏は、大木一也公認会計士事務所代表及び株式会社OSM Internationalの社外取締役です。同事務所及び同社との間に取引関係はありません。上述のとおり、同氏の独立性は十分に保てるものであり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たすものと判断しており、当社第110回定時株主総会において選任された場合には、独立役員に指定いたします。</p> <p>なお、当社の独立性判断基準は、招集通知及びコーポレートガバナンス報告書にて開示していますので、詳細はそれらをご参照ください。</p>
---

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。